第6条　知事は、設置者が第4条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該設置者に対し、同項の規定に対する違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（使用中止命令）

第7条　知事は、設置者が、第5条第1項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告を、若しくは検査を拒み、若しくは妨げたとき、又は前条の規定により命じた必要な措置をとるべきことを拒んだときは、当該設置者に対し、入浴施設の使用の中止を命ずることができる。

（公表）

第8条　知事は、第3条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる基準に違反した者に対し旅館業法第8条第1項若しくは公衆浴場法第7条第1項の規定により営業の停止を命じたとき、又は前条の規定により入浴施設の使用の中止を命じたときは、当該命令に係る旅館、公衆浴場、医療施設又は社会福祉施設等の名称及び所在地並びに営業の停止又は使用の中止を命じた理由を公表するものとする。

（雑則）

第9条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項（同項第1号から第7号まで及び第14号に係る部分に限る。）、同条第3項（同条第1項第1号から第7号まで及び第14号に係る部分に限る。）及び第4条第2項（第3条第1項第1号から第7号まで及び第14号に係る部分に限る。）の規定は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　第3条第2項、同条第3項（同条第2項各号に係る部分に限る。）及び第4条第2項（第3条第2項各号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に新築又は改築の工事に着手する入浴施設について適用する。

（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3　熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1号を加える。

43　熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成16年熊本県条例第13号。以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち、熊本市に存する条例第2条第1号に掲げる旅館、同条第2号に掲げる公衆浴場及び同条第3号に掲げる医療施設並びに同条第4号に掲げる社会福祉施設等（市町村保健センター、児童短期入所事業又は放課後児童健全育成事業を行う事業所、助産施設、母子生活支援施設、保育所、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業を行う事業所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活援助事業を行う事業所、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、母子福祉センター、母子休養ホーム、母子健康センター、介護老人保健施設及び条例第2条第4号シに規定する規則で定める施設に限る。）の係る次に掲げるもの （1）　条例第3条第1項第10号（同条第3項又は条例第4条第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定による知事に対する報告の受付に関する事務 （2）　条例第5条第1項の規定による報告の要求及び立入検査に関する事務 （3）　条例第6条の規定による改善命令に関する事務 （4）　条例第7条の規定による使用中止命令に関する事務 （5）　条例第8条の規定による公表に関する事務	熊本市

熊本県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第14号

熊本県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例

熊本県公衆浴場基準条例（昭和40年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「措置の基準」の次に「(レジオネラ症の発生防止に関するものを除く。以下「措置の基準」という。)」を加える。

第6条を第7条とする。

第5条本文中「見易い」を「見やすい」に改め、同条第1号中「第3条第7号」を「第4条第2項第1号」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

（２）　浴槽内で身体を洗うこと、浴室で洗濯をすること等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならないこと。

（３）　医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあっては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用量、用法及び効能並びに入浴者が注意すべき事項

第5条第4号を削り、同条を第6条とする。

第4条を次のように改める。

(その他の公衆浴場の措置の基準)

第4条　その他の公衆浴場(個室公衆浴場(個室を設けて温水又は蒸気等による入浴をさせる設備を有するその他の公衆浴場をいう。以下同じ。)を除く。)の営業者が講じなければならない構造設備に関する措置の基準は、次のとおりとする。

（１）　脱衣室及び浴室は、男女を区別して、相互にかつ屋外から見通すことのできない構造とし、脱衣室の外部の見やすい位置に、男女用を識別する標示をすること。ただし、時間帯によって男女の利用を区分する場合等風紀上問題がない場合にあっては、この限りでない。

（２）　サウナ室及び熱砂等により同時に多数の者を入浴させる設備を有する施設については、浴室に浴槽又はシャワーを設けること。

（３）　前条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までに掲げる基準

２　その他の公衆浴場（個室公衆浴場を除く。）の営業者が講じなければならないその他の措置の基準は、前条第2項各号に掲げるとおりとする。

３　個室公衆浴場の営業者が講じなければならない構造設備に関する措置の基準は、次のとおりとする。

（１）　個室は、適当な広さの脱衣室と浴室に区分し、屋外から見通せない構造であること。

（２）　浴室には、浴槽又はシャワーのほか、換気及び湯気抜きのための換気扇を設けること。

（３）　個室の出入口のとびらには、浴室及び脱衣室を見通すことができる窓を設けて、かぎを取り付けないこと。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業による以外のものは、この限りでない。

（４）　多数の者を一度に入浴させることのできる浴槽を設けないこと。

（５）　前条第1項第2号、第5号から第8号まで、第10号イ及びウ並びに第11号イからオまでに掲げる基準

４　個室公衆浴場の営業者が講じなければならないその他の措置の基準は、次のとおりとする。

（１）　入浴者の使用するタオル又は敷布類は、常に清潔を保ち、使用者ごとに取り替えること。

（２）　サウナ室又はサウナ設備の使用中は、従業員は、常に入浴者の安全に注意すること。

（３）　従業員に風紀を乱すおそれのある服装をさせないこと。

（４）　個室内に風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品等を掲げ、又は設けないこと。

（５）　前条第2項第2号から第6号までに掲げる基準

第4条を第5条とする。

第3条を次のように改める。

(一般公衆浴場の措置の基準)

第3条　一般公衆浴場の営業者が講じなければならない構造設備に関する措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　浴室、脱衣室等入浴者が直接利用する場所には、採光に十分な窓又はこれに代わる照明設備並びに直接外気に面し、換気に十分な窓及び湯気抜き又はこれに代わる機械装置を設けること。

（２）　入浴者の衣類、はきものその他の携行品を安全に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。

（３）　脱衣室及び浴室は、男女を区別して、相互にかつ屋外から見通すことのできない構造とし、脱衣室の出入口の見やすい位置に、男女用を識別する標示をすること。

（４）　男女それぞれの脱衣室等入浴者が利用しやすい場所にそれぞれ便所を設け、かつ、防虫及び防臭の設備をすること。

（５）　浴槽は、耐水性の材料を用いるとともに洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面からおおむね5センチメートル以上の適当な高さを有すること。また、必要に応じて手すり及び内側に階段を設けること。

（６）　浴室の周壁は、床面から1.3メートル以上を耐水性材料で構築すること。

（７）　洗い場の床は、耐水性の材料で構築し、流し湯が停滞しないような適当なこう配